

甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で工業用LPガス又は特別高圧電力（以下「工業用LPガス等」という。）を使用している商工事業者のエネルギー価格高騰の影響緩和を図り、事業維持を可能としていくために交付する小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付手続に関し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）、甲賀市行政サービス制限条例（平成22年甲賀市条例第18号）及び甲賀市行政サービス制限条例施行規則（平成22年甲賀市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。ただし、専ら日本標準産業分類（令和5年7月告示）における大分類「E 製造業」に属する中分類「21 窯業・土石製品製造業」のうち小分類「214 陶磁器・同関連製品製造業」に該当する事業を営む者は、この限りでない。

(2) 申請日時点において、次のいずれにも該当すること。

ア 本市に店舗又は事業所を有し、今後も本市において営業又は事業を継続する意思があること。

イ 本市に本店（個人事業主にあつては、住民登録）があること。

ウ 工業用LPガス等を使用して事業を営んでいること。

エ 滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援金給付要綱に規定する支援金（以下「県支援金」という。）を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている法人であること。

(2) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定

する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること
(法人の場合は役員を含む。)。

(3) 交付決定までに、次に掲げる要件を満たすことが明らかになった事業者であること。ただし、アに該当する場合においては、不正に受給した補助金等の全額に加え、国、地方公共団体等が求める延滞金、加算金等を支払い、かつ、刑罰等を受ける場合はその刑罰等の執行を受け終えた事業者又はその執行が猶予された事業者については、この限りでない。

ア 国、地方公共団体等による補助金等において不正経理又は不正受給を行ったことがある場合

イ 刑事告訴され、又は不法行為を行った結果、係争中である場合
(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和8年7月分、8月分及び9月分の工業用LPガス等の単価(以下「請求単価」という。)からそれぞれ同年3月分の工業用LPガス等の単価(以下「基準単価」という。)を控除した額に、各月の使用量を乗じて得た額の合計額に、2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 県支援金の額の確定通知書の写し
- (3) 店舗又は事業所の所在地が確認できる書類
- (4) 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の市税納付状況調査同意書
- (5) 請求単価及び基準単価が分かる書類
- (6) 前号の期間に係る工業用LPガス等の料金の支払いが確認できる書類
- (7) 振込口座が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、支援対象者1者につき、1回限りとする。

（交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の決定をしたときは、小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）又は支払（振込）通知書により申請者に対し通知するものとする。

（支援金の支払）

第6条 市長は、前条に規定する交付決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行った場合は、交付決定等を受けた者（以下「支援決定者」という。）に対し、30日以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、支援決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第4号）により支援決定者に通知するものとし、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（支援金に係る経理）

第8条 支援決定者は、支援金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に支援金の交付決定を受けた者に係る規定については、前項

の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 〃
住 所
屋 号
代表者名 ⑩
担当者名
電話番号

標記の支援金の交付を受けたいので、甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

請求金額 _____ 円
産業分類 ()
常時雇用従業員数 _____ 人

1 積算根拠

7 月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円 / kg	— _____ 円 / kg)	× _____ kg	=	_____ 円 (①)
8 月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円 / kg	— _____ 円 / kg)	× _____ kg	=	_____ 円 (②)
9 月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円 / kg	— _____ 円 / kg)	× _____ kg	=	_____ 円 (③)
支援金の額 (① + ② + ③) × 1 / 2			=	_____ 円 (④)
(1,000 円未満の端数切捨て)				

※産業分類は、日本標準産業分類（令和 5 年 7 月告示）における小分類を記入すること。
※請求金額は、④の額を記載すること。

2 振込先

金融機関名		本（支）店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※口座名義人が申請者と異なる場合は、口座名義人に支援金の受領を委任したものとみなす。

※振込先口座の預金通帳（見開き）の写しを添付すること。

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 県支援金の額の確定通知書の写し
- (3) 店舗又は事業所の所在地が確認できる書類（個人事業主の場合にあっては「確定申告書第1表」、法人の場合にあっては「定款」又は「履歴事項全部証明書」）
- (4) 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の市税納付状況調査同意書
- (5) 請求単価及び基準単価が分かる書類
- (6) 前号の期間に係る工業用LPガス等の料金の支払いが確認できる書類
- (7) 振込口座が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

私は、「甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約いたします。

記

- 1 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納はありません。
- 2 今後も市内において事業を継続する意思があります。
- 3 全ての申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金を市に返還します。
- 4 支援金の受給の前後を問わず、市から調査、検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 私又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、第2号から第6号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - （5） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所

屋 号

代表者名

⑩

（代表者生年月日 年 月 日）

※住所は、個人にあっては本人確認資料記載の住所を、法人又は団体にあつては本店所在地を記載すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

甲賀市長 印

年 月 日付けで申請等のあった標記の支援金について、下記のとおり交付の決定及び額の確定を行いましたので甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

支援金の額 金 円

第 号
年 月 日

様

甲賀市長 印

小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した標記の支援金の交付決定及び額の確定については、下記の理由により取り消します。また、同支援金の返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので期限までに納付してください。

記

取消理由	
------	--

【返還対象の支援金】

交付した支援金額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日